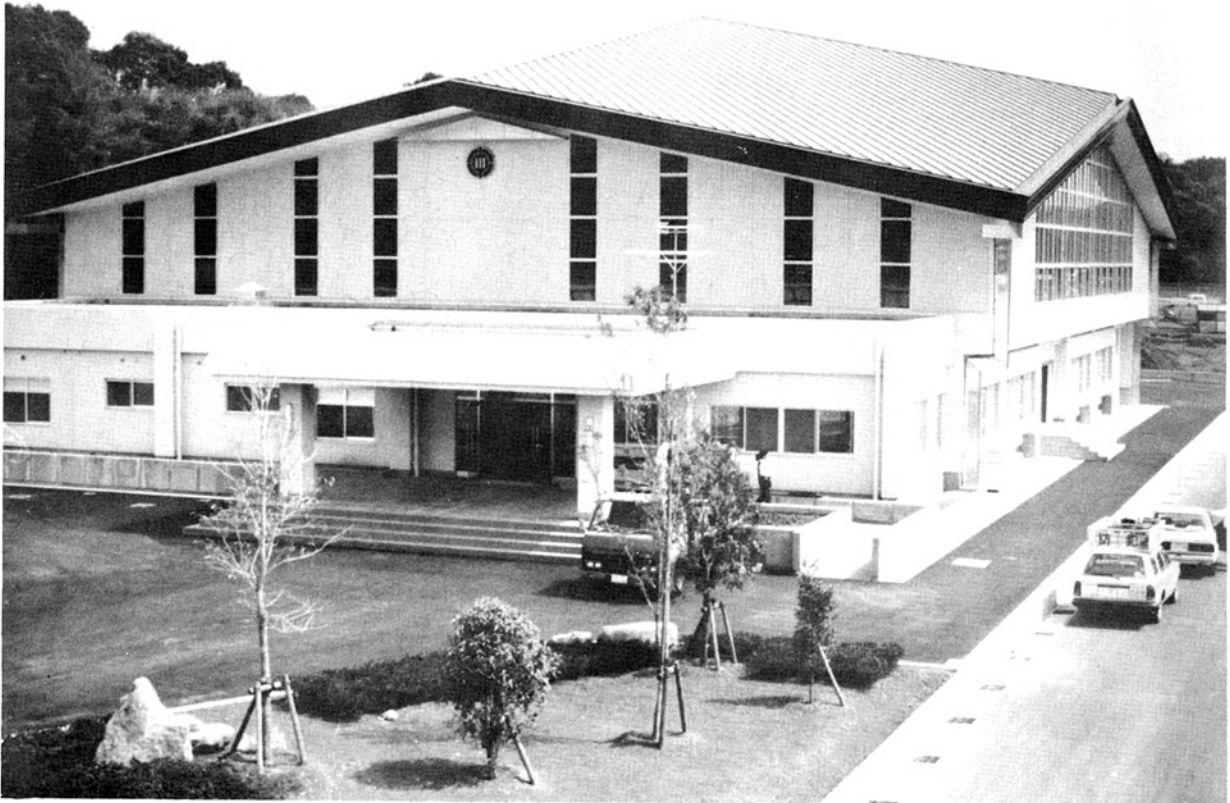




編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



完成した門川勤労者体育センター

今月の主な行事

- 1日 ・ 血圧測定（9:00～11:00役場宿直室）
- 3日 ・ 憲法記念日
- かどがわ日曜朝市（7:00～9:00役場駐車場）
- 4日 ・ 振替休日
- 5日 ・ こどもの日
- 7日 ・ 3ヶ月児健康相談（9:30～10:00役場宿直室2月生児）
- 11日 ・ 妊婦教室（13:30～15:00役場宿直室）
- 昭和62年度畜犬登録及び狂犬病予防注射（15日迄）
- 12日 ・ 心配ごと相談（9:00～12:00老人福祉館）毎週火曜日
- 愛の献血（10:00～15:30門川農業高校）
- 母子寡婦相談（9:00～16:00老人福祉館）第2・第4火曜日
- 地婦協定例会（19:30～中公）
- 14日 ・ 町子ども会育成連絡協議会総会（19:30～役場三階会議室）
- 17日 ・ かどがわ日曜朝市（7:00～9:00役場駐車場）
- 18日 ・ 門川湾水質検査
- 19日 ・ 子宮癌検診（22日迄）
- 文化協会総会（19:00～中公）
- 23日 ・ 第41回県民体育大会（24日迄）
- 24日 ・ 母子寡婦福祉協議会30周年記念（10:00～老人福祉館）
- 糖尿病学級（9:30～12:00中公）
- 26日 ・ 麻疹（14:00～14:30受付田中病院）
- 27日 ・ 麻疹（14:00～14:30受付白石病院）
- 農業委員会総会（9:00～15:00役場三階会議室）
- 28日 ・ 生ワク（13:30～14:00中公）
- 29日 ・ 生ワク（13:30～14:00中公）
- 青少年健全育成町会議（19:30～役場三階会議室）
- 30日 ・ 社会教育委員会（9:00～役場三階会議室）

昭和62年度畜犬登録及び狂犬病予防注射日程表

月日	場所	時間	対象地区
5月11日 (明)	松瀬公民館	10:00～10:30	松瀬
	上井野公民館	11:00～11:30	上井野
	三ヶ瀬公民館	13:30～14:30	三ヶ瀬
5月12日 (火)	大内原公民館	15:00～15:30	大内原
	小松公民館	9:30～10:00	小松
	小園公民館	10:20～10:50	小園
	中山公民館	11:10～11:40	中山
	竹名公民館	13:30～14:00	竹名
5月13日 (水)	城屋敷公民館	14:30～15:30	城屋敷
	中村公民館	9:30～10:10	中村
	平城東集会所	10:30～11:30	平城東、平城西
	西栗町公民館	13:30～14:30	西栗町、宮ヶ原、栗ヶ丘
5月14日 (木)	東栗町公民館	15:00～16:00	東栗町
	五十鈴地区児童センター	9:30～10:00	五十鈴
	南町2区公民館	10:30～11:30	南町1区・2区、南ヶ丘
5月15日 (金)	本町公民館	13:30～14:00	本町、上町
	下納屋公民館	14:30～16:00	下納屋、上納屋、後向、尾末東、旭町、中尾
	庵川西公民館	9:30～10:00	庵川西
	庵川東公民館	10:30～11:30	庵川東、牧山、谷の山
	加草公民館	13:30～15:30	加草全地区

4月1日現在人口

男	女	計	世帯数
8,879	9,899	18,778	5,527
(8,938)	(9,976)	(18,914)	(5,558)

()内は前月



筑紫美主子講演会

NHKテレビ特集で話題の……

の御案内(入場無料)

人々が涙を流すのは悲しい話ばかりではない……
笑いこぼれるような話の中にも人生の苦しさ悲しさに思いをはせて涙が出ることもある。

町報四月号でお知らせしました涙と笑いの人情家佐賀にわか座長・筑紫美主子さんの生いたちからの人生を振り返っての講演を開催致しますのでご来場下さいます様ご案内申し上げます。

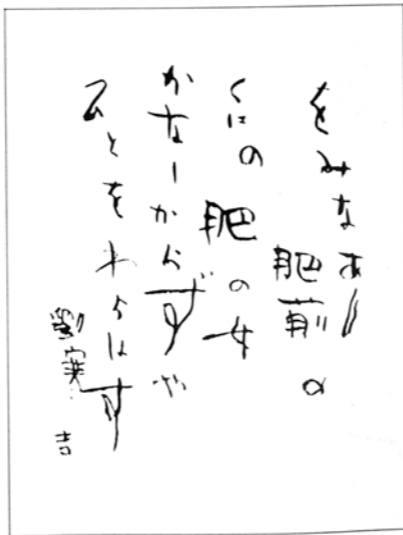
日時/ **5月16日(土)**
受付: 午後12時30分より
開会: 午後1時30分より
場所/ 門川勤労者体育センター (門川町宮ヶ原)
演題/ 「この道しかなかった」
お問い合わせ
門川町役場企画室
☎63-1140 (内) 25

講師の横顔

大正10年2月、北海道旭川。雪の舞いこむ夜、トウモロコシの穂のような髪の毛をした、青い目の女の子が生まれた。
父は白系ロシアの元軍人、母は佐賀出身の日本女性。2人の間に生まれたのが、のちの筑紫美主子である。少女は3歳の時、母の親戚で佐賀に住む古賀佐一一家に養女に出され古賀梅子となる。養父母の深い愛情にはぐくまれながらも苦難の人生が始まった。



18歳、養母の考えで幼い頃より習い覚えた踊りをもとに、佐賀にわかの世界へ。20歳年上の市川団之助との結婚とともに、一座を結成、波乱の舞台人生の幕開けである。
昭和35年、夫死亡後も一座を守り全国巡業、ラジオ、テレビ出演の外、九州大谷短大講師として活躍中、著書に「旅芸人の唄」「筑紫美主子佐賀にわか」がある。
筑紫美主子の舞台の笑いとおかしさの底にふと流れる、しみじみとした悲しみ、そこには60年の人生から生れた人間に対する深い愛情がある。



春の全国交通安全運動

期間

5月11日(月)～5月20日(水)

重点

- 子供と高齢者の事故防止
- 若年運転者の無謀運転の追放
- シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底

今年の春の全国交通安全運動は右のとおり行われます。毎年春と秋の安全運動をとおして、住民に徹底を呼びかけておりますが、下表の昭和六十一年無事故・無違反コンクールで判りのとおり、まだ多くの事故法令違反者を出しております。今後尚一層の啓発が必要であり、門川町では昭和六十一年度より実施されている「住みよい地域づくり町民運動」のひとつに交通安全運動が提起され推進いたしております。町民二人に一人は車と運転免許を有するいわゆる「くるま社会」を迎えた今日、交通安全問題は自身はもちろん広く地域ぐるみでの運動が望まれます。今後の住民の積極参加をお願いします。

交通事故及び法令違反者地区別結果表

順位	地区名	事故第1当事者数(A)	法令違反者数		計(A×2.0点+B×1.5点+C×1.0点)	地区内人口	人口30人当り比率(D)	死亡事故第一当事者(回)	計(D)+(E)	前年度順位
			交通三悪(B)	その他(C)						
1	加草1区	2	1	7	12.5	305	1.229	0	1.229	20
2	松 瀬	0	0	9	9.0	129	2.093	0	2.093	2
3	中 山	2	1	16	21.5	284	2.271	0	2.271	13
4	後 向	2	3	11	19.5	252	2.321	0	2.321	35
5	中 尾	3	4	31	43.0	495	2.606	0	2.606	19
6	上 井 野	5	2	26	39.0	448	2.611	0	2.611	7
7	西 栄 町	8	6	56	81.0	891	2.727	0	2.727	33
8	加草5区	3	0	11	17.0	186	2.741	0	2.741	36
9	南町2区	5	1	15	26.5	285	2.789	0	2.789	3
10	大内原	3	1	11	18.5	198	2.803	0	2.803	4
11	下 納 屋	15	5	33	70.5	746	2.835	0	2.835	32
12	尾 末 東	2	2	12	19.0	200	2.850	0	2.850	17
13	上納屋2区	4	0	22	30.0	308	2.922	0	2.922	30
14	本 町	10	2	45	68.0	695	2.935	0	2.935	22
15	加草2区	9	8	46	76.0	763	2.988	0	2.988	6
16	上納屋1区	4	1	20	29.5	296	2.989	0	2.989	15
17	東 栄 町	10	11	75	111.5	1,099	3.043	0	3.043	14
18	平 城 西	16	2	82	117.0	1,133	3.097	0	3.097	11
19	上 町	6	4	51	69.0	658	3.145	0	3.145	23
20	上納屋3区	4	2	16	27.0	254	3.188	0	3.188	31
21	小 松	4	2	20	31.0	282	3.297	0	3.297	28
22	庵 川 東	13	5	51	84.5	765	3.313	0	3.313	18
23	南 ヶ 丘	7	5	50	71.5	646	3.320	0	3.320	24
24	小 園	5	3	25	39.5	356	3.328	0	3.328	29
25	宮 ヶ 原	12	9	47	84.5	755	3.357	0	3.357	10
26	三 ヶ 瀬	12	0	24	48.0	423	3.404	0	3.404	8
27	栄 ヶ 丘	7	1	29	44.5	388	3.440	0	3.440	27
28	竹 名	3	0	11	17.0	145	3.517	0	3.517	38
29	庵 川 西	15	8	55	97.0	798	3.646	0	3.646	12
30	城 屋 敷	9	3	28	50.5	414	3.659	0	3.659	21
31	平 城 東	20	12	123	181.0	1,393	3.898	0	3.898	25
32	中 村	3	6	36	51.0	389	3.933	0	3.933	16
33	五 十 鈴	16	6	40	81.0	572	4.248	0	4.248	39
34	牧 山	5	3	15	29.5	205	4.317	0	4.317	9
35	南町1区	13	5	53	86.5	596	4.354	0	4.354	26
36	加草3区	15	6	30	69.0	460	4.500	0	4.500	34
37	谷 の 山	0	1	6	7.5	45	5.000	0	5.000	1
38	加草4区	16	9	46	91.5	549	5.001	0	5.001	5
39	旭 町	9	2	23	44.0	245	5.387	0	5.387	37
	計	297	142	1,307						

シートベルト・ヘルメットも忘れずに!

61年度 無事故 無違反コンクール 最終結果発表

- 第1位……加草1区
- 第2位……松 瀬
- 第3位……中 山
- 躍進賞……後 向

地域ぐるみで交通安全

運動をされた上位三地区に町長表彰があり、また前年度35位の汚名を返上し、今回4位の後向地区に躍進賞の表彰がありました。

各種手数料が改正になりました

門川町手数料徴収条例は、昭和58年4月に改正され、その後3年を経過し今日に至っておりますが、人件費、諸物価の値上がりにより必要経費も高くなってまいりましたので、隣接市町村の実情、今後の動向等も調査いたしまして、先の3月定例町議会議事に提案し、議会の議決を得ましたので、4月1日より、別表のとおり改正いたしましたのでお知らせします。

別表 手数料

種類	単位	金額(円)	備考
印鑑証明	1枚につき	200	
住民票又は戸籍附票の写し	1枚につき	200	住民票の写しは世帯全員の場合に限り、1枚を超えるものについては1枚増すごとに20円を加算する。
身元・住所等に関する証明	1枚につき	200	
資産に関する証明	1枚につき	200	
所得に関する証明	1枚につき	200	
納税額に関する証明	1枚につき	200	
営業に関する証明	1枚につき	200	
課税台帳又は地図の閲覧	1件につき	200	
住民票又は戸籍附票の閲覧	1世帯につき	200	
その他公簿等の閲覧	1件につき	200	
字図等の作成	1枚につき	200	規格B4型のもの
集成図の作成	1枚につき	1,000	
土地現況証明	1件につき	500	
農地に関する調査調停	1件につき	500	
農業委員会に関する各種証明	1件につき	200	
印鑑登録証の交付手数料	1件につき	200	
その他の証明	1件につき	200	
<small>昭和55年法律第65号 農用地利用増進法 による嘱託登記手数料</small>	土地の所有権の移転登記	1件につき	1件は3筆までとし、これを超えるものについては1筆ごとに500円を加算する。
	土地の所有権の保存登記	1件につき	1件は3筆までとし、これを超えるものについては1筆ごとに500円を加算する。
	土地の表示の登記	1件につき	2,000
	土地の表示の変更登記	1件につき	2,000
	土地の名義人の表示変更登記	1件につき	2,000

農業委員会からお知らせ!!

定数条例の改正

門川町農業委員会では、農業委員の選挙による委員の定数条例を改正いたしましたので、町民の皆様にお知らせ致します。農業委員会はご案内の通り、昭和二十六年農業委員会法の制定により、委員会が設置され、委員定数については、発足以来今日を迎えております。

その間、最近の急激な社会経済の変動や住民意識の変化に伴い、行政需要が増大している傾向のなかで、農業振興に対して多くの問題点を抱えていることは、ご承知の通りであります。農業委員会としても、昭和六十一年三月に決定をいたしました門川町行政改革大綱の主旨にそって、農業委員会でも充分審議を行い更に地域代表である農林委員長による協議会等を開催し、厳しい農業情勢ではあります。新産業都市計画による市街化区域の拡大等、当時と比較して農用地面積及び農家戸数の減少、農業振興地域の実態、或いは県内市町村の委員定数の状況等を総合的に検討した結果、当委員会としても住民のニーズに答えるため積極的に、委員定数については

自然の中ではぐくむ 人と鳥とのコミュニケーション



愛鳥週間 ● 5月10日～16日

みんなの手で 門川町の名所づくりに 参加しましょう

只今、町青年団と教育委員会の共催により、住みよい地域づくり「ふれあいの森づくり事業」を推進致しております。これは、住みよい地域づくり町民運動の一環として、青年・婦人等団体あるいは個人が成人式・結婚式等その他機会あることに終生の思い出創りのための記念事業を実施し、個人又は団体、世代間におけるふれあいを深めるなかで、連帯と意欲を喚起し、郷土愛精神をたかめるなかから門川の名所づくりに取り組もうとするものであります。

- 一 事業の名称**
 - (一) 成人式記念の森づくり
 - (二) 青年の森づくり
 - (三) 結婚記念の森づくり
 - (四) 入学記念の森づくり
 - (五) その他、夫々の家庭、個人あるいは団体等で記念となる事業となるもの、どんな事でも結構です。
- 二 植栽する場所**
 - (一) 海浜公園(場所と樹種を指定)
 - (二) 元山沿道山頂附近
 - (三) 遠見山
- 三 事業への参加**
 - (四) 各地区公民館等の空地及び公園
 - (五) その他



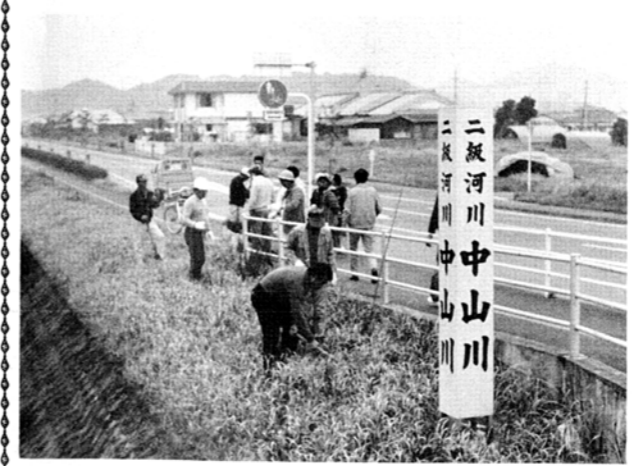
申し込み制と致します。後日希望者を募集致しますので、多くの方々の参加をお待ち致しております。

!!ふれあいの森づくり事業 第一号が誕生!!

西栄町地区では四月一日に、老人クラブ、婦人会、PTA、青年部その他地区民多数の方々による「桜の並木通り」と名付けたふれあいの森(桜の木三十八本)を、栄ヶ丘住宅前の川べりに植えました。

桜の並木通り

ここは数年後には門川の新名所となり、満開の花の下が歩行者天国、そして色々の催し物会場として利用され、私達の目を楽しませてくれるものと思に植えました。ここは数年後には門川の新名所となり、満開の花の下が歩行者天国、そして色々の催し物会場として利用され、私達の目を楽しませてくれるものと思に植えました。



「桜の並木通り」植栽風景

* 5月31日が自動車税の納期限です。

**自動車税の納期
ご存知ですか?**

宮崎県日向県税事務所
〒八八三日向市中町二の二四
☎ 五二一四一四八

5月

月は自動車税を納める月です。

自動車をお持ちの方(四月一日現在の名義人)へ、五月初旬に「納税通知書」を送りますので、次の金融機関等で早目に納めてください。

銀行、相互銀行、信託銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、商工組合、中央金庫、労働金庫、県内郵便局、県税事務所、自動車税事務所

なお、五月中旬までに納税通知書が届かない場合、あるいは現在使用していない自動車の納税通知書が届いた場合は、最寄りの県税事務所か自動車税事務所(TEL 〇九八五五一一四二六九)にお問い合わせください。

国民年金

立場が変わったら

変更届を

昨年四月に国民年金法が改正されて、二十歳から六十歳までの日本国民は必ず国民年金に加入しなければなりません。
加入の仕方が三通りに分かれるため、三種類のゼッケン番号に色分けします。

自営・自由業者グループは①（第1号被保険者）、
給料生活者の会社員やOL、公務員グループは②（第2号被保険者）、
①でも②でもないゼッケン③の主人に扶養される専業主婦を③（第3号被保険者）と決めます。

これからは男も女も長い一生の間で、転職したり結婚、離婚、夫と死別、定年退職など、おかれる立場が変わるつど年金のゼッケン番号は、微妙に変わることになります。
男性は、ゼッケンを付え変わるとしても、①か②の二つだけですから気が楽ですが、女性には複雑微妙です。
成人式を終え家事手伝いなら①、結婚した相手が①の自営・自由業



なら①のまま、②のサラリーマン

国民年金保険料の

納付義務が免除される時

綺麗に咲いていた桜の花が、一夜の雨風で散ってしまいました。「花のいのちは短かくて……」
と言いますけど、それにしてもあまりにつけなく、山の斜面を埋めつくしていた桜の花の、あの華麗な絵巻模様が夢の中のことのように思われてなりません。



さて、この時期になりますと、新年度の国民年金保険料がお手もとに届いており、制度発足当時から納めておられる方は、「国民年金も高くなったものよ……」と昔をなつかしんでおられることと思います。
被用者年金制度（厚生年金、船員保険や、各種の共済年金のことです）に加入してない方は、二十歳になると皆さん国民年金に加入しなければなりません。
だから、国民年金に加入している人は、年収何十億というお金もちもあれば、その日暮しの貧しい人もあって、所得の面からみると

であれば③、共稼ぎ妻を志せば②、企業倒産で職を失えば夫婦ともに①、離婚しようものならたちまち③から①へ、年下の奥さんの場合、ご主人が六〇歳定年で引退すれば③から①へ、という具合でゼッケン番号が変わる度に役場に「変更届」を申告することになっていきます。
「こんなとき変更届が要するのだろうか?……」と迷われたときは役場の年金係にご相談ください。すようお願いします。

実際に幅広い階層に別れていると言えましょう。
保険料を納めることが、老後の生活の安定を保障してくれる大事な要件であることはわかっていても、なかには、どうしても納めることのできない人たちがいます。
国民年金法にだけある免除の制度



国民年金法が制定されるときに保険料を納めることのできない人たちのあることを考えて、保険料免除という他の年金制度には例のない独特な制度がとり入れられました。
生活苦などで保険料を納めたくても納められない場合には、保険料の納付義務を免除してもらえます。これには「法定免除」と「申請免除」の二通りがあります。

法定免除は、生活保護法により生活扶助を受けている人と、障害基礎年金などの障害給付を受給中の人で、このどちらかに該当している人は、役場の年金係に届け出ると該当している間は免除されます。
申請免除は、収入が非常に少ない人とか、加入者本人や家族が生活保護法の医療扶助などを受けて

このような経済的に恵まれなかった人たちこそ、老後の年金保障が必要なのではないでしょうか。そして、保険料を納めることのできなかつた人たちにも、事故にあえば障害年金や遺族年金を支払い、老後には十分ではないまでも老齢年金を支払うことのできるの、国が

免除された期間は

管掌しているからこそできることだと言えるでしょう。
免除された期間は、保険料を免除された期間も年金計算の対象になることは前に述べたとおりですが、年金額は保険料を納めたときの三分の一に減額されます。後になり家計にゆとりができれば、一〇年前までさかのぼって追納できます。

免除申請の手続き

免除申請をしようとする方は、お手もとに届いている納付書と印かんを持って、早目に役場の年金係においでください。
老後はまださきのことと考えがちですが、最近我が国は世界一の長寿国となり、高齢化社会を目前に控えていますので老後の生活設計はいまから考えなければなりません。
老後に悔いを残すことのないよううじつくりとお考えください。

苦情や要望は行政相談委員へ



総務庁の行政相談委員として、今回新たに「宮ヶ原地区西六三―二六二二」にお住いの「宮田千香子」さんに委嘱されました。

- 行政相談委員は、役所の仕事について、
①説明に納得できない、
②このようにして欲しい、
③処理が間違っている、
④どうすればよいか、
⑤処理が遅い、



⑥不親切な扱いを受けた、などの苦情や要望を持っているが、どこに相談してよいか分からないといった申出を受け、中立・公平な立場からその解決や実現を図るお手伝いをしています。
例えば、道路、交通安全、登記税金、年金、保険、環境衛生、農地、消費者保護、郵便、労働基準、建築基準、などで困っている方は、お気軽に御相談ください。
※ 行政相談は毎月第三火曜日 門川町老人福祉館で心配ごと相談と同時に伺っております。

不起訴には11人の審査の目

検察審査会とは?

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検査員が、いわば一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査するのを主な仕事とするところです。

検察審査会

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として、検察審査会に申立てがあったとき、審査会を始めます。また、検察審査会は被害者などからの申立てがなくとも、進んで検察官が不起訴にした事件を取り上げて審査することもあります。

検察審査員の選び方は?

まず、市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿に基づいて、くじで検察審査員の候補者を選びます。その中から、検察審査会事務局長が再びくじで検察審査員を決めます。また、検察審査員に欠員がでたときや検察審査員が審査会議に欠席したときに備えて、同様の方法で、同数の補充員が選ばれます。検察審査員及び補充員の任期は6か月です。

審査の結果は?

検察審査会で審査した結果、更に詳しく捜査をすべきである（不起訴不当）とか起訴をすべきである（起訴相当）という議決があった場合には、検察官は、この議決を参考にして事件を再検討します。

その結果、起訴するのが相当であるとの結論に達したときは、起訴の手続がとられます。
○お気軽に検察審査会事務局に御相談ください。
○相談や申立てについての費用は一切無料です。
○秘密は固く守られます。

検察審査会所在地
延岡市東本小路121番地
延岡検察審査会事務局
TEL 3213291番

審査はどういうときに?

ホームボランティア 派遣事業

日常生活を営むうえに、おいて援助を必要とするお年寄り、家族の方がそのお年寄りの介護を行えない場合に、家庭奉仕員の派遣を行って、その補完的業務として在宅老人のホームヘルプサービスを図るため、ホームボランティア派遣事業を実施しています。派遣対象世帯は、介護が必要な老人のいる家庭で家族の方が冠婚

在宅福祉サービス をご存じですか？

●短期保護事業
おむね六十五歳以上のお年寄り（寝たきり老人等）を介護している家族が冠婚葬祭、疾病、出産などで一時的に家庭で介護できなくなったときに、短期間（一週間程度）門川町南町一区の宮崎県立特別養護老人ホーム

ホームボランティア 費用は次のとおりです

世帯階層区分	金額
世帯階層区分	
生活保護世帯	〇円
前年所得税が非課税世帯	〇円
前年所得税課税年額が九、六〇〇円以下の世帯	二〇〇円
前年所得税課税年額が九、六〇〇円以上三二、四〇〇円以下の世帯	三五〇円
前年所得税課税年額が三二、四〇〇円以上四二、〇〇〇円以下の世帯	五〇〇円
前年所得税課税年額が四二、〇〇〇円以上の世帯	六五〇円

在宅福祉サービス 一日あたりの費用

「五十鈴荘」でお世話いたします。

私的利用理由	社会的理由	利用する理由	世帯区分	一部負担金
介護疲れ、家族旅行、家庭が忙しいといった私的利用理由の場合	介護者の疾病、出産、事故、冠婚葬祭、災害、失火、出張、転勤、他の人の看護、学校行事等の公的行事への参加	世帯区分	生活保護世帯	〇円
		世帯区分	その他の世帯	一、八〇〇円
		世帯区分	生活保護世帯	一、八〇〇円
		世帯区分	その他の世帯	五、〇〇〇円

ホームボランティアがその家庭に行き日常生活のお世話をします。サービスの内容は、家事、介護の世話（食事・洗濯・掃除・整理整頓・買物・通院介助等）、相談助言等のうち必要なものについてお世話します。

派遣を受けたときは、前もって町長に派遣申請をすることが必要です。

派遣決定になれば、必要なときに、電話でホームボランティアの派遣を受けることができます。

ホームボランティアの派遣を受けたい方や、短期保護事業について詳しいことを知りたい方は、地区民生委員、又は住民課厚生係までお問い合わせください。

町小口融資制度 貸付利率五・三％に引き下げ！！

最近の急激な円高等、金融情勢の変化に伴い、町内中小企業の経営安定を効果的に図るため、四月一日より金利の引き下げ、融資増額、金融機関拡大等を実施します。

◎この制度の利用できる方
この資金の申込みをされるまで引き続き六ヶ月以上商工業町内（県内を含む）で営んでいる方です。

◎融資の内容

- (一) 融資金額（限度額）一企業 二五〇万円以内
 - (二) 資金の用途 経営上必要な運転資金・設備資金
 - (三) 貸付利率 年五・三％（旧六・〇五％）
 - (四) 融資期間 運転資金三年（三六ヶ月）以内・設備資金三年半（四二ヶ月）以内
 - (五) 償還方法 一括償還又は分割償還
 - (六) 保証人 二人以上
 - (七) 信用保証料 年〇・七五％（町金額補助）
 - (八) 取扱金融機関 宮崎銀行門川支店 宮崎相互銀行門川支店 高鍋信用金庫門川支店
 - (九) 申込方法 町商工会
- ◎詳しいことは 町商工会・商工水産課 取扱金融機関・県信用保証協会 延岡支所

町小口融資制度 貸付利率五・三％に引き下げ！！

ちよつと国民健康保険証を 開いてみて下さい！！

異動届はお済みですか

四月や五月は、家族の方で新しく会社にお勤めになり、社会保険のできた方や学校を卒業された仕事のため県外等へ転出されたりして異動の多い月です。

国民健康保険証を開いてみて、そういつた方も、以前に資格がないのに記入されている人は、入念に、異動があるのにも、うっかりそのままにしておくと、一時保険税を多く納めることになったり、届出が長引くと納めた保険税がもどつてこなくなる場合があります。次のようなときは、早急に届出の手続きをして下さい。

国保の届出は必ず14日以内に

国保にはいるとき	必要なもの
転入してきたとき	印かん、転出証明書
他の健康保険をやめたとき	印かん、健保をやめた証明書
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
子どもが生まれたとき	印かん、保険証
国保をやめるとき	必要なもの
転出するとき	印かん、保険証
職場の健康保険にはいったとき	印かん、国保と健保の両方の保険証
生活保護を受けるとき	印かん、保険証、保護開始通知書
死亡したとき	印かん、保険証
その他	必要なもの
町内で住所が変わったとき	印かん、保険証
世帯主、氏名、続柄などが変わったとき	印かん、保険証
修学のため、子どもが他の市町村に下宿するとき	印かん、本人であることを証明するもの
保険証を紛失したとき	印かん、本人であることを証明するもの
退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書

*国保をやめるときは納税通知書も持参して下さい。

アレキサンダー大王からクレオパトラまで



イタリア、ターラント国立考古学博物館蔵

この展覧会は、ユネスコ創立40周年記念事業として、イタリア政府が初めて国外展を許可したもので、パリ、東京、宮崎、ニューヨークの4都市で開催され、古代ギリシア・ヘレニズム時代の黄金の装身具など秘宝約500点を展示します。

会期 5月16日(土)～6月21日(日) 午前9時開館
(休館日・5月18日・25日・6月1日・8日・15日)
会場 宮崎県総合博物館
入館料

	当日	割引	前売・団体
一般	900	800	700
高大生	700	600	500
小中生	500	400	300

保険税（集合税）は 納期限内に納めましょう！！

国保の運営は、国の補助金と加入者のみなさんから納められる保険税によってまかなわれています。

なかでも保険税は、みなさんが病気やケガをしたときの医療費をはじめ、助産費、葬祭費などにあてられる最も重要な財源となります。必ず納期限内に納めましょう。

お問い合わせは環境保険課国保係まで

保育所入園児募集 (満1歳児から)

保育に欠けている家庭の児童1歳から就学前の児童を保育します。住民課厚生係にて随時受付しています。

② 乳幼児医療費助成制度
乳幼児期における疾病の早期受療を促進するとともに入院治療を容易にし、乳幼児の保健福祉の増進と健全な発育の促進を図る目的で、乳幼児の医療費の一部を助成する制度です。

(計算例)
1ヶ月分の総医療費が400,000円だった場合
280,000円(7割分)を町が負担し、
120,000円(3割分)を患者が負担することになります。
この場合の高額療養費支給額(推計金額)は、患者負担額120,000円から自己負担限度額54,000円(非課税世帯30,000円)を差引いた**67,000円**となります。
(貸付金額)
高額療養費支給額67,000円から10,000円を差引いた**57,000円**(以内)となります。

① 高額療養費 支払資金貸付制度
重い病気やケガのため医療機関にかかり、医療費が高額に及んだとき、その支払(一部負担金)に困ることがあります。そのようなとき、その支払資金にあてるため無利子で貸付を行う制度です。

ご存じですか
○○○○

助成金額は、一歳から四歳未満の対象幼児の入院治療に係る保険給付につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額から二千円を控除した額を助成します。又、乳児(満一歳未満)については、入院・通院の保険給付の一部負担金全額を助成します。尚、所得制限限度額を超える所得のある人(保護者)は助成されません。

○所得制限限度額
扶養者0人のとき一三三万円
" 1人 " 一六三万円
" 2人 " 一九三万円
" 3人 " 二二三万円
" 4人 " 二五三万円
" 5人 " 二八三万円
詳しいことは住民課厚生係までお問い合わせください。

スポーツにふさわしい
季節になりました
テニスでさわやかな
汗を流しましょう!!

御存知ですか。門川町海浜運動公園にりっぱなテニスコートが出来ています。日頃の運動不足をテニスで解消しましょう。
今テニス(軟式庭球)仲間を募っています。
初心者大歓迎
くわしくは下記迄御電話下さい。
63-4898 黒木・63-1706 佐藤



母の日

詳しくは、商工会・商工水産課 労政事務所・各金融機関へ問い合わせ下さい。

(三) 加入企業には、従業員の福利厚生施設(社宅・更衣室・休憩室など)をつくるため資金を低利で融資します。

(二) 従業員一人一人について掛金月額をきめて、金融機関に払込むだけで退職金制度が設けられます。掛金は、月三千円から二万円までの十三種類ありますので、企業の実態に合った退職金づくりができます。

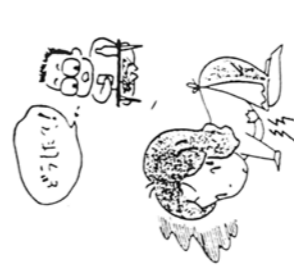
(一) 掛金は全額免税の扱い(法人企業の場合は、損金・個人企業の場合は必要経費)となります。納められた掛金は、運用利息を含めて退職金にあてられます。又、退職金には、国から一定の補助金がつけられます。

● 退職金 共済制度
ご存じですか

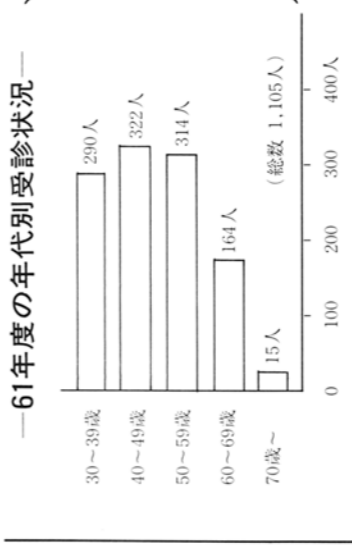
アマチュア無線 講習会のお知らせ
お空で今日は、
CONCORD
お空で今日は、
アマチュア無線 講習会のお知らせ

日本アマチュア無線連盟では次の日程で電話級アマチュア無線技師の養成講座を門川町の中央公民館図書室で開催することになりました。
この機会にあなかも「ハム」の仲間入りをしませんか?
受講期間 七月二日から八月四日までの毎日
時間 午後六時から十時
受講料金 一九,〇〇〇円
申込み・問合せ 門川町南町(喫茶厚田村南隣)五十鈴大橋南詰約一〇〇米 嶋岡伸好 ☎六三三〇六七
※申込みは受講料と印鑑をご持参ください。

5がっ 明るい家庭はおかあさんの健康から!



要精密者11人
異常なし7人
ガン及びびびり3人



子宮ガン検診場所

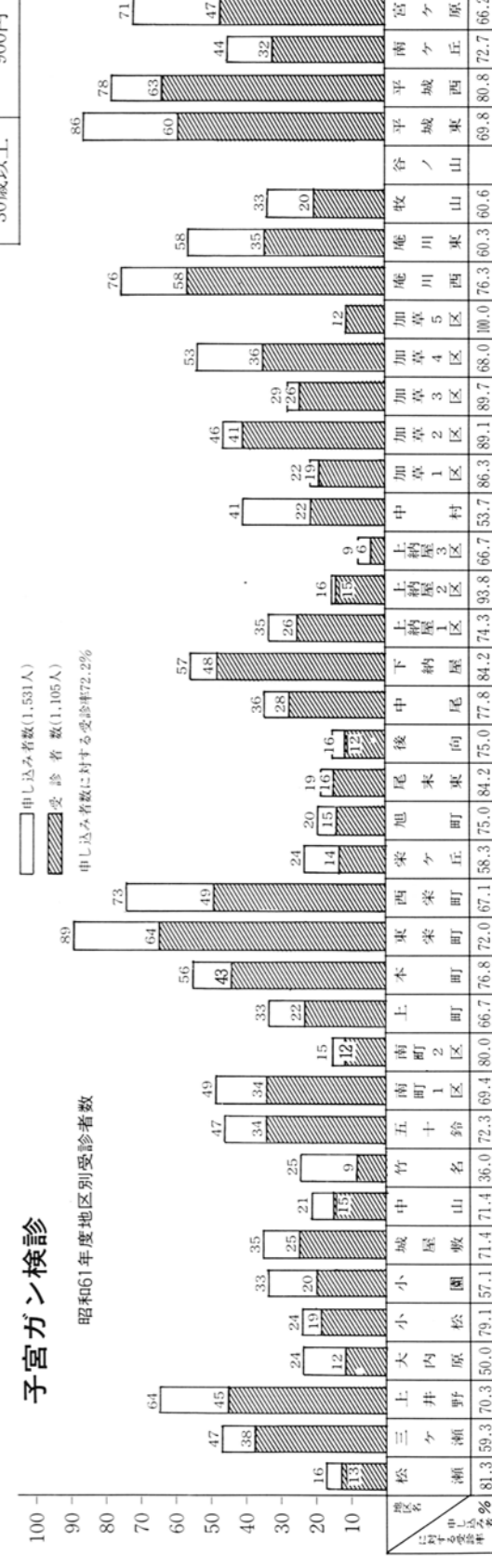
日	時間	場所
5月19日	午後	東栄町公民館(川助機庫裏)
20日	午前	門川漁協
21日	午後	西門川農協前
22日	午前	加草公民館
	午後	栄ヶ丘公民館(カキ田住宅)
受付時間	9:00~10:00	13:00~14:00

* 指定通知日に受診できないときは、4日間のいずれかで受けて下さい。

子宮ガン検診料

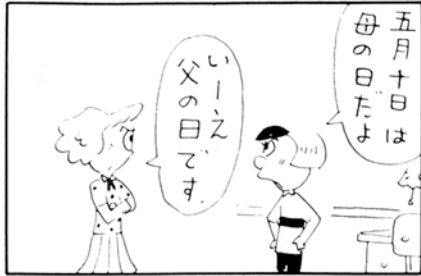
30歳未満	2,300円
30歳以上	900円

30歳になったら年1回は必ず定期ガン検診を受けましょう



さわやか君

西村 宗



宇納間線バス利用について

日向バスセンターから門川を経由して北郷間を運行中のバス路線は、地域沿線利用人口の過疎化現象や、さらには自動車、自動二輪



車、ミニバイク等の普及に伴いバス利用減少傾向が依然として続いており、極めて厳しい状況にあります。

このような状況において平均乗車密度が五人未満になり、これまで三種路線に落ち込み、これまで国や県が補助してきた運行維持に伴う欠損額の二分の一は、三年間でうち切られることになり、あとは関係市町村の代替輸送及び貸切バスのチャーター方式、貸切代替バス方式の措置等をとるかに、その選択を迫られます。

そのため、これまでどおり地域住民の足の確保を図るうえからも是非とも存続が必要でありますので特に、沿線の方々には乗車運動に御協力下さい。

利用状況(乗車人員)

系線	年	58	59	60	61
日向～門川～小原		85,964	82,137	72,804	71,726
日向～三ヶ瀬～小原		27,810	25,256	21,774	19,597
計		113,774	107,393	94,578	91,323

ごめい福を祈る

地区名	氏名	年齢
栄ケ丘	猪倉 裕	0
本町	古谷 サノ	88
南1区	池田 トミ子	71
下納屋	日高 茂	83
西栄町	今村 富士	68



茶摘み

寄附お礼

この度、中須、水永秋満様より快気祝のお礼を、社会福祉事業に役立てて下さいと、一金五万円を寄附して頂きました。

ここに厚くお礼を申し上げますと共に有効に活用させて頂きます。

社会福祉協議会
法 門川町社会福祉協議会

寄附お礼

香典返しのかわりに、社会福祉事業にとご寄附を頂きました。

ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

尚、使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させて頂きたいと存じます。

式万円 庵川東 (一)は故人

式万円 上納屋二区 (スエノ) 園田 健殿

式万円 上納屋二区 (茂平) 浜田ナミ殿

五万円 上井野 (廣繁) 幸森妙子殿

昭和六十二年四月十七日迄分

社会福祉協議会
法 門川町社会福祉協議会